

J R 東海労働組合関西地「申」第16号  
2014年10月17日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 最高裁判所の決定に関する申し入れについて

会社が、組合掲示板から掲示物を一方的に撤去したことは不当労働行為であるとして、J R 東海労働名古屋車両所分会が愛知県労働委員会に救済を求めている事件は、愛労委、中労委において不当労働行為として認定され、救済命令が下された。会社は、命令を不服として中労委・国を相手取り、行政訴訟を行った。

しかしその訴えはことごとく退けられ、東京高裁判決を不服とした会社は上告を行ったが、最高裁判所第二小法廷は10月15日、この平成26年（行ヒ）第26号事件について、「本件を上告審として受理しない」とする決定を下した。これにより、会社が一方的に組合掲示物を撤去したことが不当労働行為であることが確定した。

従って最高裁決定に基づき、下記の通り申し入れるので誠意を持って対応すること。

### 記

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所の判決に基づく命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為を行っていない」とした発言を撤回し、謝罪すること。
3. 組合へ手交する謝罪文の名義人は社長となっている。従って柘植社長が、地本執行委員長及び名古屋車両所分会長に謝罪文を直接手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにした上で労使で協議して決定すること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社の玄関に掲示し、さらに会社ホームページに掲載すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

以 上